

# 滝沢市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

国

新型インフルエンザ等対策推進会議における  
新型コロナ対応の振り返りによる課題

- ① 平時の備えの不足
- ② 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- ③ 情報発信

国

新型インフルエンザ等対策政府行動計画  
⇒ 令和6年7月改定

改定のポイント

- ① 新型コロナの経験を踏まえ、初めて抜本的に改定
- ② 新型コロナや新型インフル以外も含めた幅広い感染症による危機に対応
- ③ 対策時期を5期から3期（準備期、初動期、対応期）に変更
- ④ 対策項目を6項目から13項目に拡充

県

岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画  
⇒ 令和7年3月改定

改定のポイント

※ 国の新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定を踏まえた改定

- ① 対策の基本的な考え方
- ・ 感染拡大を可能な限り抑制することを基本とし、リスク評価等を踏まえ、必要に応じて感染拡大防止対策の切替えを円滑に実施
  - ・ 新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理

- ② 対策項目の拡充と横断的視点の設定
- ・ 全体を6期から3期（準備期、初動期、対応期）に変更
  - ・ 6項目だった対策項目をワクチン・検査・保健などの項目を追加し、13項目に拡充
  - ・ 3つの横断的視点（人材育成、国と地方公共団体との連携、DXの推進）を設定し、各対策項目の取組を整理

- ③ 平時の取組の充実
- ・ 感染症法等の計画に基づき、関係機関と協定を締結し、感染症発生時の医療、検査の体制立上げを迅速に行う
  - ・ 国、県、市町村及び医療機関等の関係機関において、平時から実効性のある訓練を定期的に実施

- ④ 県独自の対策
- ・ 準備期、初動期、対応期に応じ、実効的な対策を講じる体制を構築
  - ・ まん延防止等重点措置等の実施に至るおそれがある場合には、県民等に対して外出自粛や基本的な感染症対策等の徹底に係る要請などを行う、県独自の宣言の実施
  - ・ 感染症のまん延を防止するため、感染制御対策に関して専門的な知識及び技能を有する感染制御支援チーム等の設置及び派遣等の実施
  - ・ 二次医療圏を越える入院・搬送調整等を行う入院等搬送調整班を設置し、関係機関と連携した医療提供体制を確保
  - ・ 高齢者施設等の感染対策を進めるため、高齢者施設等職員に対する研修を実施
  - ・ 有事の際には、保健所の感染症有事体制を確立するため、速やかに保健所支援本部を立ち上げ、本庁からの応援職員の派遣等を行う

国・県の行動計画改定を踏まえた市行動計画の改定

## 市 滝沢市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）

### 改定のポイント

#### 1 計画の位置付け

市行動計画は、特措法第8条に基づき、滝沢市における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示すもので、政府行動計画及び県行動計画に基づく市町村行動計画に位置づけられるもの。

#### 2 改定の趣旨

今般、国において、新型コロナウイルス感染症への対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、政府行動計画が令和6年7月に改定され、県行動計画も令和7年3月に改定されたことから、それらを踏まえて、市行動計画を改定するもの。

#### 3 今後の計画の見直し

国においては、概ね6年ごとに政府行動計画の改定について必要な検討を行うこととしており、政府行動計画の改定を踏まえ、県行動計画が改定された場合は、市行動計画も改定する。

#### 6 対策の時期

現行の6期から3期（準備期、初動期、対応期）に変更する。

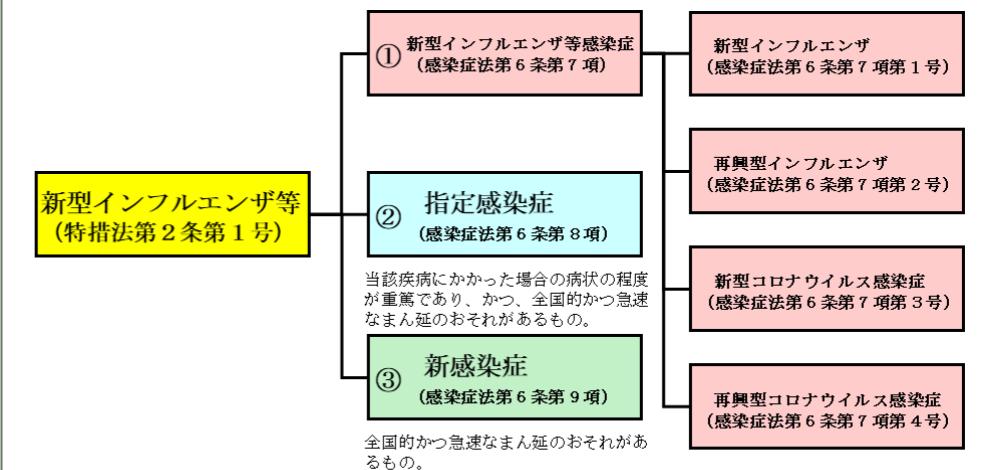
現行	改定後
① 未発生期 新型インフルエンザ等が発生していない状態	① 準備期 新型インフルエンザ等が発生していない状態
② 海外発生期 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	② 初動期 ※感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内侵入を防ぐことは困難であることから、海外、国内の発生期を統一した。
③ 県内未発生期 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階
④ 県内発生早期 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	③ 対応期 ※対応期を4つの区分とし、感染症の特性、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応する。
⑤ 県内感染期 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大～まん延～患者の減少）	県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期 県内で感染が拡大し病原体の性状等に応じて対応する時期 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
⑥ 小康期 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

#### 4 対策の目的

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ② 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようする。

#### 5 対象の感染症

新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の新たな呼吸器感染症を含めた幅広い感染症に対応する。



#### 7 対策の項目

次の7項目を、主な対策項目とする。

現行	改定後
① 實施体制	① 實施体制
② サーベイランス・情報収集	② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
③ 情報提供・共有	③ まん延防止
④ 予防・まん延防止	④ ワクチン
⑤ 予防接種	⑤ 医療
⑥ 医療	⑥ 保健
⑦ 物資	⑦ 物資
⑧ 市民生活及び市民経済の安定の確保	⑧ 市民生活及び市民経済の安定の確保
※国や県の役割として次の項目が整理され、改定後は除外とする。 ⑨ サーベイランス・情報収集 ⑩ 医療	※次の項目が新規で追加された。 ⑪ 保健 県等との連携や支援・協力 ⑫ 物資 感染症対策物資の備蓄等

※下線は現計画からの変更部分

# 対策項目の概要と時期による主な取組

## ① 実施体制

平時より、国、県及び医療機関等との連携を図り、新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

### ◆ 準備期

- ・ 有事において、各種対策を実施するために必要な人員を確保し、通常業務の中で維持・延期・縮小・中止する業務等を明確化するため、滝沢市業務継続計画を策定し、必要に応じて見直す。
- ・ 県等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。

### ◆ 初動期

- ・ 必要に応じて、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

### ◆ 対応期

- ・ 市対策本部を設置する。
- ・ 国の基本対処方針や県の対応に基づき、市が実施すべき必要な新型インフルエンザ等対策を協議、実施する。

## ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

各種対策を効果的に行うため、その時点で把握している科学的根拠に基づいた正確な情報を迅速に提供し、平時から市民等の感染症に対する理解を深め、感染症危機に対する意識を高めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制の整備や取組を進める。

### ◆ 準備期

- ・ 平時から感染症に関する基本的な情報、基本的な感染症対策、感染症の発生状況等、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等について、ホームページ等を活用しながら、分かりやすい情報提供・共有を行う。
- ・ 感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されないとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制の整備や取組を進める。

### ◆ 初動期 ◆ 対応期

- ・ 市民が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども等にも適切に配慮しつつ、理解しやすい内容や方法で情報提供・共有を行う。
- ・ 国が作成したQ&A等による情報提供・共有を行うとともに、県や関係団体等と連携し、不安を感じた市民等からの多様な相談に対応するための総合的な相談窓口を設置するなど、相談体制を整備する。
- ・ 市民等からの問合せや相談内容から、関心の高い情報等を整理した上で情報提供・共有を行うなど、双方向のリスクコミュニケーションに努める。

## ③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化するため、医療提供と併せ、状況に応じたまん延防止対策を講じることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供のキャパシティの範囲内に収める。

### ◆ 準備期

- ・ 換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策の実施や、感染を広げないよう不要不急の外出を控えること等の有事の対応について、平時から理解促進に努める。
- ・ 県と連携し、有事に実施される可能性のある、個人や事業者に対するまん延防止対策への理解促進に努める。

### ◆ 初動期

- ・ まん延防止対策の参考となる情報の収集・分析結果を踏まえて、市民等に対して注意喚起や感染症対策への協力を呼びかける。

### ◆ 対応期

- ・ 市民に対して、基本的な感染症対策のほか、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等も勧奨し、必要に応じて、それらの取組の徹底を要請する。
- ・ 県が外出自粛や、都道府県間の移動の自粛を要請した際は、市においても協力を求める。

## ④ ワクチン

ワクチンの接種を通じて、個人の感染や発症・重症化を防ぐことにより、受診患者、入院患者又は重症者の数を減少させ、医療提供体制のひっ迫を回避する。

### ◆ 準備期

- ・ 平時から予防接種に必要となる資材等の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。
- ・ 市は県と連携し、必要に応じ、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。
- ・ 予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行う。

### ◆ 初動期

- ・ 接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保など、医師会等の関係者と連携し、接種体制の構築を進める。
- ・ 接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討する。

### ◆ 対応期

- ・ 初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
- ・ 国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について、周知・共有を行う。
- ・ 予防接種による健康被害に対して、予防接種健康被害救済制度に基づき対応する。

## ⑤ 保健

市は、平時から県や保健所等と連携し、迅速な情報共有のあり方の検討と連携の基盤作りを行うとともに、有事においては県や保健所が行う感染症対応業務を支援・協力する。

### ◆ 準備期

- ・ 平時から県、保健所、近隣市町、医療機関及び消防機関等の関係機関等と意見交換等を通じ、連携を強化する。

### ◆ 初動期

- ・ 県や保健所と連携して感染症有事体制を構成する人員の募集や支援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状等を踏まえた、必要な物資及び資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。

### ◆ 対応期

- ・ 県や保健所が実施する健康観察に協力する。
- ・ 県や保健所が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又は物品の支給に協力する。

## ⑥ 物資

感染症対策物資等の不足により、新型インフルエンザ等対策業務の円滑な実施が滞ることのないよう、平時から備蓄等を推進する。

### ◆ 準備期

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資及び資材を備蓄する。
- ・ 民間業者等と感染症対策物資及び資材に係る協定を締結する等、関係物資等の確保に努める。

### ◆ 初動期

- ・ 感染症対策物資及び資材の備蓄状況を隨時確認し、必要に応じて、協定を締結している民間業者等と連絡を取り、関係物資等の確保に向けた準備を進める。

### ◆ 対応期

- ・ 県、国及び協定締結の民間企業等と連携し、関係物資等を確保する。

## ⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等発生による、有事に備えた取組等に関する啓発を行うほか、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策・支援を講じる。

### ◆ 準備期

- ・ 県及び国等と連携して、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。
- ・ 事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

### ◆ 初動期

- ・ 県と連携し、市民等に対して、生活関連物資等の購入に当たって、適切な消費行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格高騰、買占め及び売惜しみを生じさせないよう呼びかける。
- ・ 市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその手続を検討する。

### ◆ 対応期

- ・ 新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。
- ・ 国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援、搬送、死亡時の対応等を行う。
- ・ 生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。